

熊本県公報

号外 第 19 号
平成 20 年 4 月 28 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 条 例
- 熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……(人 事 課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 平成 20 年 4 月 16 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間における知事の給料月額
額は、熊本県知事等の給与の特例に関する条例別表第 1 に掲げる額 (124 万円)
から 100 万円を減じた額とすることとした。(第 1 条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 16 日から適用することと
した。

条 例

熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 20 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 38 号

熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
熊本県知事等の給与の特例に関する条例 (平成 19 年熊本県条例第 70 号) の一部を次の
ように改正する。

第 1 条第 1 項中「平成 20 年 1 月 1 日」を「平成 20 年 4 月 16 日」に、「その額に 100 分
の 15 (副知事にあつては、100 分の 10) を乗じて得た額」を「知事にあつては 100 万円
(副知事にあつてはその額に 100 分の 10 を乗じて得た額)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県知事等の給与の特例に関する条例の
規定は、平成 20 年 4 月 16 日から適用する。

